

盛岡市介護保険条例の一部改正について

平成 20 年 2 月 18 日

保 健 福 祉 部

1 改正の趣旨

税制改正に伴う介護保険料の上昇を緩和するために、平成18年度及び19年度において激変緩和措置がとられているが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）に基づいて、平成20年度においても介護保険料の激変緩和措置を行おうとするものである。

2 改正の内容

税制改正により保険料段階が上昇する被保険者に対する平成20年度の保険料額は、平成19年度と同額とする。

段階（税制改正後）	段階（税制改正前）	平成20年度	通常保険料	平成18年度	平成19年度
第4段階被保険者	第1段階被保険者	36,600円	44,100円	29,100円	36,600円
	第2段階被保険者	36,600円	44,100円	29,100円	36,600円
	第3段階被保険者	40,100円	44,100円	36,600円	40,100円
第5段階被保険者	第1段階被保険者	44,100円	55,100円	33,100円	44,100円
	第2段階被保険者	44,100円	55,100円	33,100円	44,100円
	第3段階被保険者	47,600円	55,100円	40,100円	47,600円
	第4段階被保険者	51,200円	55,100円	47,600円	51,200円

3 施行期日 平成20年4月1日

(参 考)

段 階	対 象 者	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で、住民税が世帯全員非課税の方	22,100円
第2段階	・住民税が世帯全員非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方（第1段階の方を除く）	22,100円
第3段階	・住民税が世帯全員非課税で、第2段階対象者以外の方	33,100円
第4段階	・本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる方	44,100円
第5段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が200万円未満の方	55,100円
第6段階	・本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が200万円以上の方	66,200円